

令和 1 年 7 月 吉日

愛知信用金庫

当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまへ ～住宅ローン等のご融資のお取扱い開始について～

2018年8月に法令が改正され、信用金庫の地区内へのお引越しを予定されているお客さまが信用金庫の会員になることが可能になりました。

本改正を受けて、当金庫では、令和1年6月開催の総代会において定款の一部変更の決議を行いました。これにより、当金庫では、7月19日より地区内へお引越しを予定されているお客さまへの住宅ローン等のご融資のお取り扱いができるようになりましたので、お知らせいたします。

今後、当金庫の地区内へお引越しを予定されているお客さまで、住宅ローン等のご融資のご相談等がございましたら、下記照会先ローンプラザまたは本支店にお気軽にお問合わせください。

記

1. 今回の改正等により住宅ローン等のお取り扱いが可能となるお客さま原則、以下の要件に該当される個人の方

当金庫の地区外から地区内にお引越しをするため、次のような契約を締結した方

- ・不動産会社等と宅地又は住宅の売買契約
- ・住宅メーカー等と住宅の建設・リフォーム等の工事請負契約

※詳細につきましては、下記照会先または本支店等にお問合わせください。

2. 当金庫の地区

名古屋市、春日井市、小牧市、東海市、尾張旭市、刈谷市、大府市、豊明市、北名古屋市、清須市、弥富市、あま市、みよし市、長久手市、西春日井郡、愛知郡、稲沢市（旧平和町、旧祖父江町を除く）、海部郡、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町、旧稲武町を除く）、知立市、津島市、岩倉市、日進市、愛西市（旧立田村、旧八開村、旧佐織町を除く）

3. 本件照会先

愛知信用金庫 審査部（電話：052-951-9444）

受付時間 午前9時00分～午後5時00分

（土日、祝日、12月31日～1月3日を除く）

以 上